広島市教育委員会規則第８号

令和７年１１月１１日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会　教育長　松　井　勝　憲

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和５０年広島市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第７項中第１６号を第１７号とし、第１５号を第１６号とし、第１４号の次に次の１号を加える。

⑮　安佐北食育交流センターに関すること。

第３条の次に次の１条を加える。

（安佐北食育交流センター）

第３条の２　広島市安佐北食育交流センター条例（令和７年広島市条例第４８号）の定めるところにより設置された安佐北食育交流センターにおいては、食に関する教育、活動等の場の提供に関する事業等に関する事務を所掌する。

第７条第１項中「学校事務センター」の右に「及び安佐北食育交流センター」を加え、同条に次の１項を加える。

３　安佐北食育交流センターの所長は、健康教育課長の指揮監督を受けるべきものとする。

附　則

この規則は、令和８年１月７日から施行する。